

7 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

<人員基準のポイント>

（1）診療所以外の事業所の場合

- ・ 医師 専任の常勤医師 1人以上
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員を次のように配置
 - ア 提供時間帯を通じて専従で、利用者数が 10 人以下は 1 以上、10 人を超える場合は利用者数を 10 で除した数以上
 - イ アのうちリハビリテーションを提供する時間帯に、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

（2）診療所の場合

- ・ 医師を次のように配置
 - ア 利用者数が同時に 10 人を超える場合は、専任の常勤医師 1 人以上
 - イ 利用者数が同時に 10 人以下の場合は、専任の医師 1 人、利用者数は 1 日 4 8 人以内
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員を次のように配置
 - ア 提供時間帯を通じて専従で、利用者数が 10 人以下は 1 以上、10 人を超える場合は利用者数を 10 で除した数以上
 - イ アのうちリハビリテーションを提供する時間帯に、専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は経験を有する看護師が常勤換算で 0.1 以上

<設備基準のポイント>

- ・ 専用の部屋等
利用定員に 3㎡を乗じて得た面積以上（介護老人保健施設、介護医療院の場合は、専用の部屋等の面積に、利用者用に確保された食堂の面積を加える）
- ・ サービスの提供に必要な専用の機械及び器具

<運営基準のポイント>

- ・ 管理者又は代行者は、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 原則として、利用申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他事業者の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 要介護（要支援）認定の申請（更新）等を援助すること。
- ・ 利用者の心身の状況等の把握に努めること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 利用者の選定により提供する特定のサービス費（通常の事業の実施地域を越えた送迎に要する費用等）、食費、おむつ代、その他の日常生活費について、実費相当額を利用者から徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、原則として文書により同意を得ること。）。
- ・ 利用者に合わせて通所リハビリテーション計画を作成し、説明・同意を得るとともに交付すること。
- ・ 不正又は故意に要介護状態を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 利用者に緊急事態が生じた場合、主治医への連絡等の措置を講じること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 原則として、従業者によりサービスを提供すること（一部委託可）。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を事業所に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、利用者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者に利益供与を行わないこと。
- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 利用者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講ずること。
- ・ 事業所ごとに経理を区分し、他事業と会計を区分すること。
- ・ 利用定員を遵守すること。
- ・ 非常災害に備えて計画を立て、避難・救出等の訓練を行うこと。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

- (1) 通所リハビリテーションの事業所の管理者については、本体施設・医療機関の管理者が兼務する場合は特段、別に設ける必要はありません。
- (2) 通所リハビリテーション室（スペース）は、併設の医療機関や老人保健施設、介護医療院の通所リハビリテーションを行うためのスペースと合わせて設置することが認められます。ただし、それぞれの事業に必要なスペースを区分し、かつ、それぞれの面積等が設置基準を満たしていることが必要です。
- (3) 保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る）及び介護予防通所リハビリテーションを実施する場合には、サービス提供に支障が生じない場合に限り、(2)によらず、当該医療保険のリハビリテーションを受けている患者と同一のスペースにおいて行うことも差し支えありません。この場合に必要なスペースは医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、3平方メートルに指定通所リハビリテーション（介護予防含む）の利用者数を乗じた面積以上となります。
- (4) 通所リハビリテーション計画は、事業所の医師の診療または運動機能検査、作業能力検査等をもとに、共同して、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、リハビリテーションの目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。居宅サービス計画が作成されている場合はこれに沿って作成してください。作成に当たり、計画の内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付してください。また、計画に従ったサービスの実施状況と目標の達成状況を記録してください。
- (5) 経験を有する看護師とは、次のいずれかの施設等において1年以上従事した者です。
 - ア 診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等
 - イ 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
 - ウ 「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」に定める理学療法、作業療法に係る届出を行った介護保険施設